

集中ケア認定看護師の 活動について

集中ケア認定看護師 中田 健



集中ケア認定看護師とは、集中治療領域において重症かつ集中治療を必要とする患者・家族への看護を行います。現在、救命救急センターで勤務をしながら院内・院外を通して様々な活動を行っています。また、昨年度特定行為研修を修了し臨床場面において医師と連携しながらよりタイムリーな看護実践に繋がっています。今回は活動の一部を紹介します。

院内急変対策チームの活動

病棟の患者さんは急変する前に、意識や呼吸の異常などその予兆が早期から現れます。また一旦急変すると全身状態の改善は難しくなるため、異常の早期発見が大切になります。現在、医師・診療看護師・集中ケア認定看護師・救急看護認定看護師で週1回各病棟をラウンドし、異常の早期発見や治療・看護ケアに対するアドバイスを行っています。ラウンドを行う中で、呼吸回数の変化や酸素化の変化、意識の変容、循環動態に関する患者さんへの介入や相談が多く、必要時にはチームとして担当医と連携を行いながら治療に介入します。

また、急変時の対応訓練を企画・運営し、院内で患者さんの状態が変化した際にスタッフが適切に対応できるように育成にも力をいれています。特に急変事例が発生した際には、病棟カンファレンスを開催し、急変の予兆や対応の振り返りなど病棟看護師と話し合うことを大切にしています。症例を振り返ることで、情報が整理でき気づきや学びが深まり、同時にシミュレーションを通して看護師1人1人の対応スキルの上達につなげることが出来ます。日々の実践につなげられるように、今後も病棟看護師と振り返りを継続します。

特定行為研修修了後の臨床実践

現在、2025年に向けて在宅医療等の推進を図っていくために、医師又は歯科医師の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助を行う看護師を養成・確保していくために特定行為研修があります。私は昨年度特定行為研修を受講し、6区分15行為の研修を修了しました。特定行為の中には、人工呼吸器の調整や投与中の薬剤の調

整があります。臨床場面において救命救急センターでの実践のほかに、呼吸サポートチームや院内急変対策チームなどのチーム活動の中でも特定行為を用いた介入を行っています。以前は医師が診療や検査などで対応できないことで患者さんを待たせてしまい、苦痛や不安を増強させることもありました。しかし、特定行為を用いた実践を行うことで、医師が対応できない場合でもタイムリーな援助を行うことができ、患者さんの苦痛が軽減できていると感じています。

今後も患者さんの負担軽減やQOLの改善のために医師と連携を取りながらよりタイムリーな介入を目指して特定行為を用いた実践をしていきたいと思っています。

